

秋田県高等学校同窓会連合会・総会議事運営細則

第1条(目的)

この細則は、会則第11条第1項3の(7)に基づき、総会の議事運営方法を定め、議事の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条(資格)

総会には、会則で定める代議員(運営委員及び総会代議員)のみが出席できるものとする。

第3条(成立要件)

総会の成立は、会則第11条第1項3の(3)及び(5)の定めによる。

第4条(遵守事項)

議決権を行使し得る代議員及びその他総会出席者は、会則のほか本細則を遵守しなければならない。

第5条(議長の選出及び任務)

- 1 議長は、会則第11条第1項3の(4)により選出される。
- 2 議長は、総会開催中、議事運営の最高責任者であり、本細則に従って常に公正な立場で議事運営を行わなければならない。
- 3 議長の任務は以下のとおりとする。
 - (1) 総会の成立を宣言し、定足数に満たない場合は解散を宣言すること。
 - (2) 議事日程及び議事進行に係る注意事項を通告すること。
 - (3) 書記ならびに議事録署名人を指名すること。
 - (4) 議事進行等に関する動議を受け付けること。
 - (5) 議案に関係ない発言及び議事妨害に係る行為を制止し、これに従わない場合は退場させることができる。
 - (6) 質疑応答その他質問が終了したと認めたときは、その旨を確認した後に採決を行うものとする。
 - (7) 採決に当たっては内容を明瞭に伝え、採決の結果は明確に発表すること。
 - (8) 議事日程が終了したときはその旨を伝え、議事の全日程の終了宣言をすること。

第6条(成立の報告)

事務局は、前条第3号(1)の総会の成立宣言若しくは解散宣言に際し、議長の指示により出席者数を確認し、成立若しくは不成立の報告を行う。

第7条(書記)

- 1 議長は、総会の議事を記録するため書記を指名する。
- 2 書記は、総会の議事を正確に記録し、それを基に議事録を作成する。

第 8 条(議事録署名人)

- 1 議長は、議事録の公正を確保するため、議事録署名人 3 人以内を出席代議員の中から指名する。
- 2 議事録署名人は、作成された議事録の公正さ、事実関係との相違がないことを確認しなければならない。

第 9 条(採決方法)

- 1 議案の採決は、議長が次の採決方法の中から当該事案に最も適切と考える方法により行う。
(1)口頭 (2)拍手 (3)挙手 (4)投票
- 2 前項の採決は、出席代議員をもって行う。挙手及び投票による採決の際には委任状の数を含める。
- 3 議長は代議員として採決に加わることができない。ただし、採決の結果、可否同数の場合には議長の決するところによる。

第 10 条(オブザーバー)

- 1 友好組織や加盟校からオブザーバーとして参加希望者がある場合は、会の主旨にも鑑み認めることができる。
- 2 オブザーバー参加者は、会則の定めにより議決権を有しない。

付則 この細則は、平成 26 年 4 月 19 日から施行する。